

平成23年2月4日開催 議会改革特別委員会について（協議の概要）

1 日時 平成23年2月4日（金）開会：午前10時00分 閉会：午後0時07分

2 場所 議会棟3号委員会室

3 出席者

委員長 今村岳司（にしのみや未来）
副委員長 大川原成彦（公明党議員団）
委員 岩下彰（西宮グリーンクラブ）
篠原正寛（政新会）
田中正剛（にしのみや未来）
西田いさお（むの会）
野口あけみ（日本共産党西宮市会議員団）
よつや薫（市民ネット・虹）

4 傍聴議員

たかはし倫恵

5 一般傍聴者

3名

6 説明員

（議会事務局）

議会事務局次長 北林哲二
庶務課長 村本和宏
議事調査課長 宮島茂敏

7 協議事項について

（1）日程について

現在協議中の協議事項について、一定の結論を出すため、3月定例会中に議会改革特別委員会を開催することにしました。なお、今後の開催予定日は、文末に《参考》として記載しています。

（2）政務調査費について

まず、事務局から、政務調査費運用に関する手引きの最終案並びに当該手引きの実施に伴う規則及び要綱の改正案について、説明がありました。議会改革特別委員会としては、これらの案について承認することで意見の一致を見ました。

なお、各案につきましては、その後、2月10日開催の議会運営委員会において、

議会改革特別委員会の決定事項として報告し、承認を得ました。

(3) 議員報酬の支給制限について

この協議事項については、前々回の委員会(1月7日開催)において、事務局に対し、各委員から出された意見を踏まえたうえで、神戸市で制定されている同内容の条例の規定を基準とした本市の条例案(素案)を作成するよう依頼していました。

本日はまず、事務局より、次の事項について、説明がありました。

各委員から出された意見と神戸市条例の規定との相違点に関する整理
未協議事項の整理
本市の条例案(素案)

事務局の説明の後、質疑及び協議を行いました。協議の結果は、次のとおりです。

ア 本日、事務局から提出された条例案(素案)について、各会派に持ち帰り検討すること。

イ 事務局から説明のあった上記 及び などを踏まえ、会派において検討した結果、条例案(素案)を修正すべきであるとする意見であれば、次回の委員会(2月18日開催予定)に修正案を提出すること。

ウ この協議事項については、次回の委員会で条例案を固めること。意見の一致を見ない場合には、議会改革特別委員会としては、3月定例会での条例提案(=今任期中の提案)は断念すること。

(4) 議会棟のセキュリティについて

この協議事項は、来年度に3階市役所本庁舎との連絡通路に機械式ロックの扉を設置するに当たり、取り決めておくべき事項を協議するものです。

本日は、前回の委員会(1月19日開催)では、意見の一致を見ることができなかった事項について、協議を行いました。

(5) 議会運営上のルールの整理

【会派のありかた】

会派の義務

前回の委員会において、会派の義務について協議し、取りまとめた案を、各委員会派に持ち帰り検討することになっていましたが、本日の委員会で、当該案のとおりとすることで意見の一致を見ました。なお、一致した内容は、次のとおりです。

ア 事務手続の義務

結成、解散、変更についての事務手続を行う。

政務調査費の会派分の会計についての事務手続(受け取り、報告、責任者の選任)を行う。

会派で取得した備品に責任を負う。

議会運営委員会など会派の代表者が参加して決定した事項については、会派所属議員に対し、周知徹底を図る。

イ 意見などの統一・集約に関する義務

(理念)「政策・理念」を共有させる努力を行う。

(一般的な意見) 求めに応じて統一された代表意見を表明する。

(議場での態度) 議案に対する会派の態度を同一にする。

会派の要件

本日から、会派の要件についての具体的な協議を始めました。昨年10月25日開催の委員会で表明された、会派を構成するための最低人数についての各委員の意見は、現行どおり(3人以上)、4人以上及び2人以上の概ね3つに分かれていました。本日の協議でも、意見の一致を見ることはできませんでしたので、引き続き、次回の委員会で協議を行う予定です。

《参考》

次回以降委員会の日程は、以下のとおりです。

平成23年 2月18日(金) 午前10時~12時 (3号委員会室)
3月 2日(水) 予算特別委員会全体会終了後(3号委員会室)
3月定例会中(中間報告の確認) (日時・場所は未定)

以 上